

戸籍証明書の請求書（広域交付用）

合計	円
----	---

（あて先）
門 真 市 長

戸籍の同時請求あり

※請求には本人確認資料が必要です。

その他の注意事項は裏面に記載されています。

太枠の項目は必ず記入してください。

同時請求あり <input type="checkbox"/>	※同時に複数戸籍の広域交付を請求される方は、2枚目以降の提出時こちらにチェックすることで、以下請求者欄の記入は不要です。	請求日	年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 住 所	電話番号 — —	
	ふりがな	<input type="checkbox"/> 生年月日	
	<input type="checkbox"/> 氏 名	大・昭・平・令 年 月 日	
必要な戸籍(対象者)	本 籍	都道 市区 番 府県 町村 番地	
	ふりがな	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ	
	筆頭者氏名	大・昭・平・令 年 月 日	
	ふりがな	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ	
氏 名	大・昭・平・令 年 月 日		
請求者との関係 <small>※右記以外は請求不可</small>	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫又は妻） <input type="checkbox"/> 直系尊属（父・母・ ） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子・孫・ ）		
必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> 対象者の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> _____の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> _____が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> _____が生まれてから現在まで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> _____が _____歳から _____歳まで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。			
必要な証明の種類	戸籍証明書（450円／通）		通
	除籍・改製原戸籍証明書（750円／通）		通
			通

午前／午後 時 分 受付

市役所 使用欄	本人 確認	免 パ 個カ 在カ 障手 運転経歴 その他 [] <input type="checkbox"/> 顔写真との本人照合	受付	作成	点検	交付
	戸籍特定補完（住基・戸籍・附票・ ）	<input type="checkbox"/> 門真戸籍同時請求あり	戸	除	戸	除
	続柄（ ） 来庁確認（持参戸籍・戸籍システム・副本システム）		籍	籍	符	符

戸籍の広域交付をご請求の方へ

・戸籍証明書の請求には、本籍・筆頭者氏名の特定が必要です。請求の際に正確な本籍・筆頭者氏名の記載ができない場合は受付できませんので、事前にご確認をお願いいたします。

・他市区町村の戸籍をお調べするため、出生から死亡まで等の一連の戸籍を請求される場合は、発行に非常に時間がかかります。（目安：90～120分程度）

また、当日中に交付できない場合もございますので、ご了承ください。

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。（代理人の方は請求できません。）

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。最新の情報が記載された有効期間内のものをご用意ください。（有効期限切れのものや、住所・氏名等が変更されていないものは受付できません。）

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 必要な戸籍（対象者）について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。